

## 第4節 地域における生活環境の保全（騒音・振動）

### 1 地域における生活環境の現状

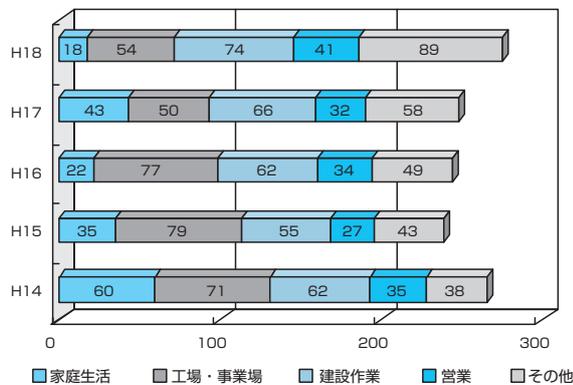
環境対策課

騒音は、各種公害の中でも日常生活に関係の深い問題であり、その発生源としては工場・事業場、建設作業、自動車、鉄道、航空機、日常生活など多様です。

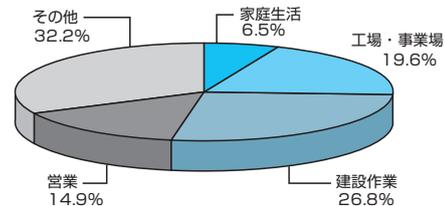
騒音については、一般環境騒音、自動車騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音に対し、地域の土地利用状況や時間帯等に応じて個別に類型分けされた「環境基準」が定められています。また、工場・事業場騒音については騒音規制法又は公害防止条

例により、特定建設作業騒音については騒音規制法により「規制基準」が定められ生活環境の保全が図られています。さらに自動車騒音については「要請限度」が定められています。

平成18年度の騒音に係る苦情件数は276件でした。苦情件数の内訳を見ると、建設作業騒音が最も多く26.8%、次いで工場・事業場騒音が19.6%となっています。



▲図2-4-4-1 騒音に係る苦情件数推移



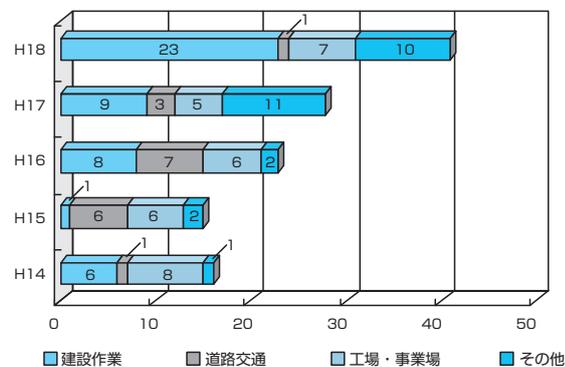
▲図2-4-4-2 発生源別騒音苦情件数の内訳

振動は、騒音と並んで日常生活に関係の深い問題であり、その主な発生源は工場・事業場、建設作業、鉄道及び道路です。

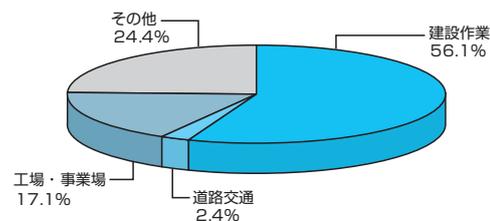
工場・事業場振動については振動規制法又は公害防止条例により、特定建設作業振動については振動規制法により「規制基準」が定められ生活環境の保全が図られています。

さらに道路交通振動については「要請限度」が定められています。

平成18年度の振動に係る苦情件数は41件でした。苦情件数の内訳を見ると、建設作業振動が最も多く56.1%、次いで工場・事業場振動が17.1%となっています。



▲図2-4-4-3 振動に係る苦情件数推移



▲図2-4-4-4 発生源別振動苦情件数の内訳

(1) 一般環境騒音

静かな音環境を保全するため、環境基本法に基づき「騒音に係る環境基準」が定められており、知事が地域の土地利用の状況や時間帯等に応じ地域類型を指定しています。

一般地域における環境基準の達成状況をみると、測定調査を実施した18地点のうち、11地点が環境基準を達成していました。

▼表2-4-4-1 一般地域における騒音の環境基準の適合状況（平成18年度）

地域の類型	測定地域	測定地点数	全時間帯適合地点数	適合率 [%]
A及びB	塩 竈 市	2	2	100.0
	白 石 市	1	1	100.0
	七ヶ浜町	4	2	50.0
	利 府 町	5	0	0.0
	大 和 町	2	2	100.0
	富 谷 町	1	1	100.0
計①		15	8	53.3
C	白 石 市	2	2	100.0
	利 府 町	1	1	100.0
計②		3	3	100.0
合計①+②		18	11	61.1

(2) 自動車騒音

自動車騒音については、環境基本法に基づく「騒音に係る環境基準」のほか、騒音規制法に基づく「要請限度」が定められています。指定地域内において自動車騒音が要請限度を超え、沿道周辺的生活環境が著しく損なわれている場合には、指定市町村長は県公安委員会又は道路管理者等に対して要請又は意見陳述をすることができるとされています。

自動車騒音の測定については、従来、「当該地域を代表すると思われる点」又は「騒音に係る問題を生じ易い点」を選定し、地点評価を行っていましたが、平成11年度に「騒音に係る環境基準」が

大幅に改正され、道路沿道の住居等一戸一戸について評価するいわゆる面的評価の手法が導入されました。

平成18年度は、県及び仙台市が、合計66地点での測定結果を基に362評価区間で面的評価を実施しました。評価区間内の対象戸数83,349戸のうち、昼間夜間ともに環境基準を達成した戸数は72,841戸（87.4%）、区間内の全世帯が環境基準を達成していた区間は165区間（45.6%）でした。時間帯別の達成率は、昼間が92.3%、夜間が88.7%であり、前年度とほぼ同程度の状況がみられました。

▼表2-4-4-2 自動車交通騒音面的評価結果総括表（平成18年度）

<環境基準による評価結果>日評価

項 目	総 数	昼間・夜間とも 環境基準達成	昼間又は夜間で 環境基準超過	うち、いずれかの時間帯で超過	
				うち、いずれかの時間帯で超過	うち、昼間・夜間ともに超過
戸 数	83,349	72,841	10,508	5,146	5,362
割 合	100.0%	87.4%	12.6%	6.2%	6.4%

<時間帯別評価結果>

時間帯	項 目	総数	環境基準達成	環境基準超過
昼 間	戸 数	83,349	76,936	6,413
	割 合	100.0%	92.3%	7.7%
夜 間	戸 数	83,349	73,892	9,457
	割 合	100.0%	88.7%	11.3%

(3) 航空機騒音

航空機騒音については、「航空機騒音に係る環境基準」が定められており、知事は地域類型の当てはめを空港・飛行場周辺について行うこととされています。航空機騒音に係る環境基準の基準値はW E C P N L（加重等価平均感覚騒音レベル）という評価指標として、「Ⅰ類型（専ら住居の用に供される地域）」については70以下、「Ⅱ類型（Ⅰ類型以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域）」については75以下にすることが望ましいとされています。

本県では、国土交通省所管第2種空港の仙台空港、防衛省所管の陸上自衛隊霞目飛行場及び航空

自衛隊松島飛行場の3飛行場について環境基準の地域類型を指定しています。

平成18年度は、県及び関係市の協力のもと仙台空港35地点、航空自衛隊松島飛行場39地点、陸上自衛隊霞目飛行場6地点で航空機騒音測定を実施しました。

仙台空港及び陸上自衛隊霞目飛行場については全地点で環境基準を達成していました。航空自衛隊松島飛行場については12地点（54.5%）で環境基準を達成していました。達成地点の内訳は、Ⅰ類型では全地点で環境基準達成、Ⅱ類型では8地点（44.4%）でした。

▼表2-4-4-3 航空機騒音に係る環境基準達成状況（平成18年度）

（仙台空港）

調査地域	測定地点数	航空機騒音に係る環境基準の地域類型別測定地点数		達成地点数		公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づく区域の区分別測定地点数				公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づく第1種区域外で75Wを超える地点数
		Ⅱ類型	無指定	Ⅱ類型	無指定	第1種区域	第2種区域	第3種区域	無指定	
名取市内	14	6	8	6	8	3	0	0	11	0
岩沼市内	21	3	18	3	18	3	0	0	18	0
合計	35	9	26	9	26	6	0	0	29	0

（陸上自衛隊霞目飛行場）

調査地域	測定地点数	航空機騒音に係る環境基準の地域類型別測定地点数		達成地点数	
		Ⅰ類型	Ⅱ類型	Ⅰ類型	Ⅱ類型
仙台市内	6	2	4	2	4
合計	6	2	4	2	4

（航空自衛隊松島飛行場）

調査地域	測定地点数	航空機騒音に係る環境基準の地域類型別測定地点数			達成地点数			防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律に基づく区域の区分別測定地点数				防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律に基づく第1種区域外で75Wを超える地点数
		Ⅰ類型	Ⅱ類型	無指定	Ⅰ類型	Ⅱ類型	無指定	第1種区域	第2種区域	第3種区域	無指定	
石巻市内	17	2	7	8	2	5	8	11	0	0	6	0
塩竈市内	1	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0
東松島市内	21	2	11	8	2	3	8	17	0	0	4	0
合計	39	4	18	17	4	8	17	29	0	0	10	0

(5) 新幹線鉄道騒音等

新幹線鉄道騒音については「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」が定められており、知事は地域類型の当てはめを新幹線鉄道沿線について行うこととされています。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の基準値はⅠ類型70デシベル以下、Ⅱ類型75デシベル以下とすることとされており、新幹線鉄道振動については暫定指針値70デシベル以下とすることとされています。

新幹線鉄道に係る騒音・振動の測定は、沿線の土地利用状況、軌道構造、防音壁の種類等を考慮して、地域を代表すると認められる13ヶ所で、騒

音は58地点、振動は26地点で毎年測定を実施しています。

平成18年度の新幹線鉄道騒音の環境基準達成率は34.5%でした。達成地点の内訳は、Ⅰ類型12地点（24.0%）、Ⅱ類型8地点（100.0%）です。

新幹線鉄道騒音については昨年度（29.3%）と比較して達成率が5.2ポイント上昇していますが、依然として環境基準の達成状況が低い状況です。今後も引き続き実態把握に努め、鉄道事業者に対し騒音防止対策の推進及び低周波音発生の未然防止等を要請していく必要があります。

一方、新幹線鉄道振動については、全ての地点で暫定指針値70デシベルを達成していました。

▼表2-4-4-4 東北新幹線鉄道に係る環境基準等達成状況（平成18年度）

項目	環境基準に基づく騒音測定結果				達成率	暫定指針に基づく振動測定結果		達成率
	I 類型		II 類型			測定地点数	達成地点数	
	測定地点数	達成地点数	測定地点数	達成地点数				
平成16年度	50	13	8	7	34.5%	26	26	100%
平成17年度	50	12	8	5	29.3%	26	26	100%
平成18年度	50	12	8	8	34.5%	26	26	100%

## 2 静かな音環境等を目指して講じた施策

### 環境対策課

### (1) 工場・事業場対策

「騒音規制法」及び「振動規制法」では騒音及び振動から生活環境を保全すべき地域を知事（指定都市にあってはその長）が指定するものとされています。指定地域内において法に定める「特定工場等」における事業活動及び法に定める「特定建設作業」に伴って発生する騒音・振動を規制するとともに、市町村長が県公安委員会等に対して自動車騒音・道路交通振動について所要の措置を執るべきことを要請することができるとしています。

また、「宮城県公害防止条例」では、法の特定施設にさらに追加し、追加した特定施設を設置している「特定事業場」における事業活動から発生する騒音・振動について、指定地域内・外において規制しています。

指定地域を有する市町村については当該市町村が、それ以外の市町村については県保健所がそれぞれ規制・指導に当たっています。

#### ① 騒音防止対策

騒音規制法に基づく指定地域は、平成18年度末現在で26市町村となっています。

特定工場等から発生する騒音に関しては、特定工場等の敷地境界で規制基準の遵守義務が課せられており、県あるいは指定市町村は特定工場等から発生する騒音が規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損なわれると認められる場合には計画変更勧告、改善勧告及び改善命令を行うことができます。

平成18年度末現在で、騒音規制法及び公害防止条例に基づく届出件数は特定施設32,958件（特定工場等6,821件）となっており、平成18年度に156件の立入検査が行われ、苦情等に基づく35件の測定が行われました。

#### ② 振動防止対策

振動規制法に基づく指定地域は、平成18年度末

現在で騒音規制法指定地域と同じく26市町村となっています。

特定工場等から発生する振動に関しては、特定工場等の敷地境界で規制基準の遵守義務が課せられており、県あるいは指定市町村は特定工場等から発生する振動が規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損なわれると認められる場合には計画変更勧告、改善勧告及び改善命令を行うことができます。

平成18年度末現在で、振動規制法及び公害防止条例に基づく届出件数は、特定施設17,945件、特定工場・事業場3,278件となっており、平成18年度に53件の立入検査が行われ、苦情等に基づく5件の測定が行われました。



▼表2-4-4-5 騒音に係る法律・条例に基づく規制

		騒音規制法		宮城県公害防止条例																																								
指定地域		仙台市の都市計画区域及び石巻市他24市町村の都市計画法で定める用途地域(騒音に係る環境基準の指定地域に同じ)		県内全域																																								
規定対象	特定施設 その他	金属加工機械等11種類 特定建設作業騒音、自動車騒音		法律に定める11種類にクーリングタワー等7種類を加えた18種類 深夜営業騒音、拡声器騒音																																								
規制・指導主体		指定地域を有する市町村		県保健所及び指定地域を有する市町村																																								
工場・事業場騒音	時間区分		昼間 (8:00~19:00)	朝(6:00~8:00) 夕(19:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)																																							
	区域区分																																											
	第1種区域	文教地区、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル																																							
	第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル																																							
	第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル																																							
第4種区域	工業地域	65デシベル	60デシベル	55デシベル																																								
(備考)都市計画法に基づく用途地域の指定のない地域及び仙台市の一部の近隣商業地域については、公害防止条例施行規則に基づき「第2種区域」の規制基準を適用する。																																												
規制基準等	[特定建設作業騒音]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>規制種別</th> <th>第1号区域</th> <th>第2号区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準値</td> <td colspan="2">65デシベル(敷地境界線)</td> </tr> <tr> <td>作業禁止時間</td> <td>19:00~7:00</td> <td>22:00~6:00</td> </tr> <tr> <td>1日当たりの作業時間</td> <td>10時間以内</td> <td>14時間以内</td> </tr> <tr> <td>作業期間</td> <td colspan="2">連続6日以内</td> </tr> <tr> <td>作業禁止日</td> <td colspan="2">日曜日その他の休日</td> </tr> </tbody> </table>		規制種別	第1号区域	第2号区域	基準値	65デシベル(敷地境界線)		作業禁止時間	19:00~7:00	22:00~6:00	1日当たりの作業時間	10時間以内	14時間以内	作業期間	連続6日以内		作業禁止日	日曜日その他の休日		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地域の区分</th> <th>規制基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区域</td> <td>文教地区、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域</td> <td>40デシベル</td> </tr> <tr> <td>第2種区域</td> <td>第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域</td> <td>45デシベル</td> </tr> <tr> <td>第3種区域</td> <td>近隣商業地域、商業地域、準工業地域</td> <td>50デシベル</td> </tr> <tr> <td>第4種区域</td> <td>工業地域</td> <td>55デシベル</td> </tr> </tbody> </table>			地域の区分		規制基準	第1種区域	文教地区、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域	40デシベル	第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	45デシベル	第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	50デシベル	第4種区域	工業地域	55デシベル				
	規制種別	第1号区域	第2号区域																																									
	基準値	65デシベル(敷地境界線)																																										
	作業禁止時間	19:00~7:00	22:00~6:00																																									
	1日当たりの作業時間	10時間以内	14時間以内																																									
	作業期間	連続6日以内																																										
	作業禁止日	日曜日その他の休日																																										
	地域の区分		規制基準																																									
	第1種区域	文教地区、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域	40デシベル																																									
	第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	45デシベル																																									
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	50デシベル																																										
第4種区域	工業地域	55デシベル																																										
(備考) ◇第1号区域:第1種、第2種及び第3種区域並びに第4種区域のうち学校、保育所、病院、図書館、老人福祉施設等の敷地80mまでの区域 ◇第2号区域:指定地域のうち第1号区域以外の区域			(備考) ◇この規制基準は、22時から6時までの時間に適用 ◇音響機器の使用禁止時間は23時から6時まで																																									
[自動車騒音の要請限度]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域の区分</th> <th>昼間 6:00~22:00</th> <th>夜間 22:00~6:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域</td> <td>65デシベル以下</td> <td>55デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域</td> <td>70デシベル以下</td> <td>65デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域</td> <td>75デシベル以下</td> <td>70デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>幹線道路に近接する空間における特例</td> <td>75デシベル以下</td> <td>70デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table>		区域の区分	昼間 6:00~22:00	夜間 22:00~6:00	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル以下	55デシベル以下	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル以下	65デシベル以下	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル以下	70デシベル以下	幹線道路に近接する空間における特例	75デシベル以下	70デシベル以下	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">規制種別</th> <th colspan="3">拡声器の設置場所</th> </tr> <tr> <th>店頭・街頭</th> <th>自動車</th> <th>航空機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>音量基準</td> <td>1つの拡声器の放送音量又は他の拡声器の放送音量との複合音量として地上1.2mの高さで70デシベル以下</td> <td>拡声器の正面から1mの位置で75デシベル以下</td> <td>地上1.2mの地点において65デシベル以下</td> </tr> <tr> <td>使用時間</td> <td colspan="2">8:00~19:00</td> <td>10:00~15:00</td> </tr> <tr> <td>使用禁止区域</td> <td colspan="3">学校、保育所、病院、患者の収容施設のある診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲100m</td> </tr> <tr> <td>使用方法</td> <td>地上5m以上での使用は拡声器の延長が10m以内の広場に落ちるようにする。1回10分以内とし、次の使用までに10分以上の休止時間を置く。</td> <td>総幅員6.5m未満の道路の場合1地点において5分以内の使用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			規制種別	拡声器の設置場所			店頭・街頭	自動車	航空機	音量基準	1つの拡声器の放送音量又は他の拡声器の放送音量との複合音量として地上1.2mの高さで70デシベル以下	拡声器の正面から1mの位置で75デシベル以下	地上1.2mの地点において65デシベル以下	使用時間	8:00~19:00		10:00~15:00	使用禁止区域	学校、保育所、病院、患者の収容施設のある診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲100m			使用方法	地上5m以上での使用は拡声器の延長が10m以内の広場に落ちるようにする。1回10分以内とし、次の使用までに10分以上の休止時間を置く。	総幅員6.5m未満の道路の場合1地点において5分以内の使用	
区域の区分	昼間 6:00~22:00	夜間 22:00~6:00																																										
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル以下	55デシベル以下																																										
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル以下	65デシベル以下																																										
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル以下	70デシベル以下																																										
幹線道路に近接する空間における特例	75デシベル以下	70デシベル以下																																										
規制種別	拡声器の設置場所																																											
	店頭・街頭	自動車	航空機																																									
音量基準	1つの拡声器の放送音量又は他の拡声器の放送音量との複合音量として地上1.2mの高さで70デシベル以下	拡声器の正面から1mの位置で75デシベル以下	地上1.2mの地点において65デシベル以下																																									
使用時間	8:00~19:00		10:00~15:00																																									
使用禁止区域	学校、保育所、病院、患者の収容施設のある診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲100m																																											
使用方法	地上5m以上での使用は拡声器の延長が10m以内の広場に落ちるようにする。1回10分以内とし、次の使用までに10分以上の休止時間を置く。	総幅員6.5m未満の道路の場合1地点において5分以内の使用																																										
(備考) a区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 b区域:第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 c区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域																																												
その他																																												

安全で良好な生活環境の確保  
環境保全施策の展開  
第二部

第2部 環境保全施策の展開

▼表2-4-4-6 騒音に係る特定施設設置届出状況（平成18年度）

特定施設名	騒音規制法に基づく設置届出数		公害防止条例に基づく設置届出数		合計	
	特定工場等数	特定施設数	特定工場等数	特定施設数	特定工場等数	特定施設数
1 金属加工機械	186	943	167	1,453	353	2,396
2 空気圧縮機及び送風機	1,345	7,748	1,207	8,858	2,552	16,606
3 土石用又は鉱物用破砕機	55	273	132	636	187	909
4 織機	6	166	10	25	16	191
5 建設用資材製造機械	45	78	65	117	110	195
6 穀物用製粉機	21	67	12	31	33	98
7 木材加工機械	189	497	185	608	374	1,105
8 抄紙機	4	7	2	15	6	22
9 印刷機械	226	790	186	613	412	1,403
10 合成樹脂用射出成形機	33	692	40	653	73	1,345
11 鋳造型機	12	243	13	27	25	270
12 ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	-	-	157	454	157	454
13 クーリングタワー	-	-	909	2,109	909	2,109
14 バーナー	-	-	1,199	3,632	1,199	3,632
15 繊維工業用機械	-	-	105	305	105	305
16 コンクリート管等製造機	-	-	63	140	63	140
17 金属製品製造機械	-	-	59	569	59	569
18 土石等加工機械	-	-	188	1,209	188	1,209
合計	2,122	11,504	4,699	21,454	6,821	32,958

▼表2-4-4-7 騒音に係る工場事業場立入検査状況（平成18年度）

年度	区分	立入件数	測定件数	処分件数
平成14年度		130	21	0
平成15年度		110	28	0
平成16年度		175	7	0
平成17年度		125	17	0
平成18年度		156	35	0

▼表2-4-4-8 振動に係る法律・条例に基づく規制

		振動規制法		宮城県公害防止条例																												
指定地域		仙台市の都市計画区域及び石巻市他24市町村の都市計画法で定める用途地域		県内全域																												
規定対象	特定施設 その他	圧縮機等10種類 特定建設作業振動、道路交通振動		法律に定める10種類に冷凍機等3種類を加えた13種類																												
規制・指導主体		指定地域を有する市町村		県保健所及び指定地域を有する市町村																												
工場・事業場騒音		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域区分</th> <th>時間区分</th> <th>昼間 (8:00~19:00)</th> <th>夜間 (22:00~6:00)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区域</td> <td>文教地区、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域</td> <td>60デシベル</td> <td>55デシベル</td> </tr> <tr> <td>第2種区域</td> <td>近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域</td> <td>65デシベル</td> <td>60デシベル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考)都市計画法に基づく用途地域の指定のない地域及び仙台市の一部の近隣商業地域については、公害防止条例施行規則に基づき「第1種区域」の規制基準を適用する。</p>		区域区分	時間区分	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (22:00~6:00)	第1種区域	文教地区、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	60デシベル	55デシベル	第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	65デシベル	60デシベル																	
	区域区分	時間区分	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (22:00~6:00)																												
第1種区域	文教地区、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	60デシベル	55デシベル																													
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	65デシベル	60デシベル																													
規制基準等	その他	<p>[特定建設作業振動]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規制種別</th> <th>第1号区域</th> <th>第2号区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準値</td> <td colspan="2">75デシベル(敷地境界線)</td> </tr> <tr> <td>作業禁止時間</td> <td>19:00~7:00</td> <td>22:00~6:00</td> </tr> <tr> <td>1日当たりの作業時間</td> <td>10時間以内</td> <td>14時間以内</td> </tr> <tr> <td>作業期間</td> <td colspan="2">連続6日以内</td> </tr> <tr> <td>作業禁止日</td> <td colspan="2">日曜日その他の休日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) ◇第1号区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、図書館、老人福祉施設等の敷地80mまでの区域 ◇第2号区域:指定地域のうち第1号区域以外の区域</p> <p>[道路交通振動の要請限度]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域の区分</th> <th>昼間 8:00~19:00</th> <th>夜間 19:00~8:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区域</td> <td>65デシベル</td> <td>60デシベル</td> </tr> <tr> <td>第2種区域</td> <td>70デシベル</td> <td>65デシベル</td> </tr> </tbody> </table>		規制種別	第1号区域	第2号区域	基準値	75デシベル(敷地境界線)		作業禁止時間	19:00~7:00	22:00~6:00	1日当たりの作業時間	10時間以内	14時間以内	作業期間	連続6日以内		作業禁止日	日曜日その他の休日		区域の区分	昼間 8:00~19:00	夜間 19:00~8:00	第1種区域	65デシベル	60デシベル	第2種区域	70デシベル	65デシベル	<p>[指定26市町村] 仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、大河原町、村田町、柴田町、亶理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、富谷町、大衡村、美里町、女川町、南三陸町</p>	
規制種別	第1号区域	第2号区域																														
基準値	75デシベル(敷地境界線)																															
作業禁止時間	19:00~7:00	22:00~6:00																														
1日当たりの作業時間	10時間以内	14時間以内																														
作業期間	連続6日以内																															
作業禁止日	日曜日その他の休日																															
区域の区分	昼間 8:00~19:00	夜間 19:00~8:00																														
第1種区域	65デシベル	60デシベル																														
第2種区域	70デシベル	65デシベル																														

安全で良好な生活環境の確保  
環境保全施策の展開  
第2部

▼表2-4-4-9 振動に係る特定施設設置届出状況（平成18年度）

特定施設名	振動規制法に基づく 設置届出数		公害防止条例に基づく 設置届出数		合 計	
	特定工場等数	特定施設数	特定工場等数	特定施設数	特定工場等数	特定施設数
1 金属加工機械	128	1,166	141	1,510	269	2,676
2 圧縮機	487	1,982	453	1,947	940	3,929
3 土石用又は鉱物用破砕機等	35	237	124	625	159	862
4 織機	5	174	1	10	6	184
5 コンクリート製品製造機械	27	60	46	85	73	145
6 ドラムパーカー又はチッパー	29	54	45	98	74	152
7 印刷機械	62	155	46	133	108	288
8 ゴム・合成樹脂練用ロール機	3	104	8	104	11	208
9 合成樹脂射出成形機	32	931	27	444	59	1,375
10 鋳造型機	4	52	5	28	9	80
11 金属加工機械	—	—	6	45	6	45
12 ディーゼルエンジン	—	—	82	276	82	276
13 冷凍機	—	—	1,482	7,725	1,482	7,725
合 計	812	4,915	2,466	13,030	3,278	17,945

▼表2-4-4-10 振動に係る工場・事業場立入検査状況（平成18年度）

年度	区分	立入件数	測定件数	処分件数
平成14年度		40	8	0
平成15年度		15	3	0
平成16年度		47	2	0
平成17年度		36	3	0
平成18年度		53	5	0

(2) 建設作業騒音等対策

「騒音規制法」及び「振動規制法」の指定地域を有する市町村では、指定地域内で特定建設作業を行おうとする者に届出等を義務付けており、作業方法や作業時間等について規制しています。

騒音規制法及び振動規制法に定める特定建設作業については、規制基準等が定められており、指定市町村は、特定建設作業から発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損なわれると認められる場合には、騒音・振動の防止の方法等に対し、改善勧告や改善命令

の措置を行うことができます。また、作業時間や作業方法について違反した場合には行政指導による改善指導がなされています。

平成18年度は、騒音規制法に基づく届出件数が390件、振動規制法に基づく届出件数が394件でした。

なお、低騒音型あるいは低振動型建設機械の開発・普及が進められており、特定建設作業に係る騒音・振動問題についての改善が期待されています。

▼表2-4-4-11 騒音に係る特定建設作業届出件数（平成18年度）

特定建設作業	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1 くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	42	60	52
2 びょう打機を使用する作業	0	2	1
3 さく岩機を使用する作業	193	248	278
4 空気圧縮機を使用する作業	13	9	8
5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	0	14	0
6 バックホウを使用する作業	78	49	49
7 トラクターショベルを使用する作業	1	0	1
8 ブルドーザーを使用する作業	8	4	1
合 計	335	386	390

(3) 自動車騒音対策

自動車騒音の常時監視は県知事の責務とされており、本県では平成12年度にGISによる自動車騒音評価管理システムを構築し、仙台市内を除く県内の主要路線沿道における環境基準の達成状況を算出しています。

また、県では、高速自動車道等について、騒音

▼表2-4-4-12 振動に係る特定建設作業届出件数（平成18年度）

特定建設作業	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1 くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	108	121	127
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	0	0	0
3 舗装版破砕機を使用する作業	4	2	1
4 プレーカーを使用する作業	208	232	266
合 計	320	355	394

等の問題が生じた場合に、沿道市町村、東日本高速道路株式会社及び宮城県道路公社相互の連携を密にし、騒音等防止対策の推進と効率化を図るため「高速自動車道騒音等防止対策実施要領」を定め、自動車騒音測定やその結果に基づき騒音防止対策について東日本高速道路株式会社及び宮城県道路公社に対し要請を行うこととしています。平

成11年度には、対策要領の適用範囲を東北及び山形自動車道に加え、仙台東部道路、三陸自動車道等の高規格道路まで拡大する改正を行っています。

東日本高速道路株式会社及び宮城県道路公社では騒音防止対策として、遮音壁の設置及び高機能（低騒音）舗装を実施しており、東日本高速道路株式会社が講じた防音対策は平成18年度末までに遮音壁の設置が総延長36.4km（上下線別）、高機能（低騒音）舗装の施工が208.3km（一車線換算）、宮城県道路公社が講じた平成18年度末までに講じた防音対策は遮音壁の設置が6.8km（上下線別）、高機能（低騒音）舗装の施工が29.9km（一車線換算）となっています。

#### (4) 航空機騒音対策

県及び関係市は空港・飛行場周辺地域への騒音の影響把握のため、通年測定や短期測定により環境基準の達成状況や騒音低減対策の効果について調査を行い生活環境の保全に努めています。

また、航空機騒音問題の解決を図るため、発生源対策、空港周辺対策等の諸対策が推進されています。

発生源対策は、航空機自体が発生する騒音レベルを低減させるもので、騒音対策上、最も基本的かつ効果的な施策です。これについては国際民間航空機関（ICAO）の「騒音基準適合証明制度」が各国間で原則合意されており、それに基づき国内法が整備されています。平成6年に航空法の改正が行われ、昭和53年に強化された新基準に適合しない航空機について平成7年以降段階的に運航が制限され、平成14年以降にその運航が禁止されました。騒音基準適合証明制度は、平成8年に航空法の改正により耐空証明制度に一本化され、航空機の型式証明に騒音基準の適合性の証明が盛り込まれています。仙台空港においては、現在B767-200/300等の低騒音機への代替が推進されています。

騒音軽減運航方式については、相当の騒音低減効果が期待できるとされており、仙台空港においては、優先滑走路方式、優先飛行経路方式、急上昇方式等が適宜採用され、騒音の軽減化が図られています。

航空機騒音の影響が及ぶ地域について、学校、病院等の障害防止工事及び共同利用施設の整備の助成、また、航空機騒音の影響の大きさに応じ住

宅防音工事、移転補償、緩衝緑地の整備等が行われています。

#### (5) 鉄道騒音対策

本県では、沿線市町村との連携のもとに、新幹線鉄道沿線に定点を定め騒音・振動測定を実施しています。

また、定点以外の沿線についても沿線住民からの騒音等の苦情申出により、県と市町村との連携のもとに、随時実態調査を行っています。

東北新幹線鉄道は、平成6年7月「MAXやまびこ」、平成9年3月「こまち」、平成14年12月「はやて」導入等の走行数の増加や高速化等が図られています。

新幹線鉄道騒音は、環境基準の目標達成年次以降においても達成状況が思わしくなかったことから、「住宅集合地域」を対象とし、当面の対策として75デシベル以下とする対策（第1次75デシベル対策）、その後平成8年度を目途に「住宅集合地域に準ずる地域」を対象に「第2次75デシベル対策」が講じられ、引き続き平成14年度を目途に第1次及び第2次の対策区域以外の「住宅立地地域」を対象に「第3次75デシベル対策」が講じられました。

新幹線鉄道騒音の低減対策としては、「構造物対策」と「車両単体対策」があります。

これまで東日本旅客鉄道株式会社が講じた構造物対策は、吸音板設置、防音壁嵩上げ、逆L型防音壁設置、レール削正等の諸対策となっています。

また、車両単体対策については、パンタグラフ数の削減、カバー取り付けによる風切音やアーク音の低減、先頭形状の変更による騒音・低周波音対策等が講じられています。さらに、東日本旅客鉄道株式会社が現在開発している新型車両ではパンタグラフ数、形状、先頭形状の変更、車体下部への吸音板の設置等の騒音低減対策が研究されています。

また、新幹線の高速化に伴い、一部のトンネル出入口付近で低周波音により家屋内の家具ががたつく等の苦情が生じています。この対策として、低周波音を低減する緩衝工の設置及び増設改良等の対策が講じられています。

新幹線以外のいわゆる在来鉄道については、新設又は高架化等のように環境が急変する場合の騒音の未然防止の観点から、平成7年12月に「在来

鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」が定められ、沿線地域の環境保全が図られています。

(6) 深夜営業騒音対策

カラオケに代表される深夜営業騒音の防止を図るため、公害防止条例により飲食店営業等を対象に規制を行っており、県及び市町村では立入検査を実施するなどして指導を行っています。

▼表2-4-4-13 深夜営業騒音規制状況

苦情発生件数			苦情発生地域の内訳				立入検査件数		
音量制限	使用禁止	計	住居系	商工業系	無指定	計	苦情立入	測定	計
11	14	25	10	11	4	25	31	2	31

(7) “残したい”日本の音風景100選”の認定

国では、平成8年度、日常生活の中で耳を澄ませば聞こえてくる様々な音についての再発見を促し、良好な音環境を保全するための地域に根ざした取組を支援すること等をねらいとして、全国各

地で人々が地域のシンボルとして大切に、「将来に残したいと願っている音」の聞こえる環境（音環境）を広く公募する「残したい”日本の音風景100選”」事業を実施しました。

本県では4件が認定されています

▼表2-4-4-14 “残したい”日本の音風景100選”認定一覧

音風景の名称	所在地	分類	概要
宮城野のスズムシ	仙台市(宮城野区)	昆虫	秋の夜、岩切城跡の茂み、与兵衛沼の大堤の周辺では、スズムシの鳴き声が良く聞こえる。宮城野のスズムシは七振り鳴くと言われ、古来より親しまれてきた。
広瀬川のカジカガエルと野鳥	仙台市	生物複合	仙台市の街の中を流れる広瀬川は、生き物も多く生息し、5月末から8月には、カジカガエルが美しい声を聞かせ、年間を通じセキレイ、カワセミ、ヤマセミ等清流の鳥の声と姿を楽しめる。
北上川河口のヨシ原	石巻市(旧河南町)	植物	初夏から初冬にかけて、川面を渡る風がヨシのすれ合う音を誘い、ヨシ原一面で合唱が始まる。多様な生物相と豊かな水をたたえるヨシ原では、毎年初冬、地元の人々によるヨシ刈りが行われる。
伊豆沼・内沼のマガン	栗原市(旧築館町、旧若柳町)	鳥	伊豆沼・内沼には、毎冬、マガンを中心に多くの雁が飛来してくる。マガンは、朝、日の出と共に一斉に飛び立つ。その羽音と鳴き声はまさに壮観である。
	登米市(旧迫町)		